

第15期第2回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

1 開催日時

令和4年4月28日（木） 午後2時00分から午後2時45分まで

2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

3 出席者（五十音順）

井上真由美 委員
江島玲子 委員
小林 登 会長
櫻井幸一 委員
佐々木久美子 委員
出水清子 委員
村上英明 委員
森 咲子 委員
山元規靖 委員

4 審査事項

（1）個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について

5 会議の内容

【小林会長】

それでは、連休前のお忙しい中、またお暑い中、皆様お集りいただきましてどうもありがとうございます。ただいまから第15期の第2回個人情報保護審議会（全体会）を開催いたします。

本日は傍聴の方はおられないみたいです。全て公開とはなっているのですが、本日はおられないということです。

それでは、まず、議事に先立ちまして、事務局の方から御発言の申出がありますので御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局職員の人事異動を報告
議題について説明

【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、早速、審議に移っていきたいと思います。

本日の審査案件というのは、今御紹介ありましたように、個人情報の保護に関する法

律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応についてであります。

それでは、事務局からこの点御説明をお願いいたします。

【事務局】

資料に基づいて説明

【小林会長】

ありがとうございました。

今、御説明ありましたように、前回第1回目よきの全体会でも説明がありましたか、個人情報保護法が改正されまして、従来までは国の行政機関、それから独立行政法人、民間事業者、それぞれ別の法律で個人情報について規定されていたと。さらに地方公共団体の場合は各地方公共団体が定める条例によって規定されていて、非常にそういう意味ではばらばらになっていたところを統一しましょうということか法が改正されたか。それに伴って、特に地方公共団体の場合は条例で動いていたものかから、法律に従って条例の方を変えましょうかという話になってきているということか。その中で、条例で必ず決めてくださいという、先ほど出てきた手数料の話の問題とか、条例で定めることもできますよという問題とかがありますので、それを個別にどうしましょうかというのを審議していくと、こういうお話だったかと思ひます。

今の事務局からの御説明の中で、何かこの点お尋ねになりたいことや、御意見がございましたらどうぞよろしくおひします。

【村上委員】

よろしいですか。確認ですけれども、改正法が公布されてから2年を超えない範囲内で自治体の方かということか、多分、来年の5月頃が期限だかと思ひのですが、それまでに条例を改正するという作業になりますか。

【事務局】

そうですね。

【村上委員】

この全体会のスケジュールとしてはおおよそどのくらいで審議を終わって、それから議会にかけてとか、そういうのを考えていらっしゃるか、もしありましたら。

【事務局】

今のところ、法の制定の時期というのが来年、令和5年4月1日を予定されております。それに向けて法施行条例の制定、それから実施機関への説明といった期間も必要になってきますので、事務局としては12月議会に上程することを検討しております。

ですから、皆様方には今日を含めまして3回ないし4回、長くて4回ぐらいの御審議で答申をいただいて、それを踏まえてパブコメですとかそういったことを実施した後に上程していくというようなスケジュールですね。ですから、6月、7月ぐらいまでに答申をいただくように御審議をお願いできればと考えております。

【村上委員】

分かりました。どうもありがとうございました。

【小林会長】

そういう意味では、てきぱきとやっていかないといけないということなのだろうと思ひます。

どうぞ。

【江島委員】

現行の幾つかの法令が一元化されたということですが、この一元化された法律というのは、例えば、総務省が作っている分と、それから個人情報保護委員会が作っている分と、各地方公共団体が作っている分の中でというふうに言って良いかどうか分かりませんが、新しい個人情報保護法が一番厳しい内容になっているという理解で良いのですか。それとも、それぞれピックアップして良いところ取りして対応しているのですか。

【事務局】

基本的には統一した個人情報保護委員会という、対象が画一的な保護制度を運用できる体制を作るというような趣旨から始まっていますので、より厳しくなろうかと思いません。

【江島委員】

厳しくなっているということですか。

【事務局】

やっぱりそこは、各地方公共団体が独自で定めていたので漏れ、抜けもあるかと思えます。先進的なところもあったかもしれませんが、そこは統一した同じような取扱いに立つというところでありますので、基本的にはどこも標準的といえますか、高いレベルでの維持ができるような体制は求められていると思っております。

【江島委員】

ということですか。ありがとうございます。

【小林会長】

今のところはそうなのですかね。必ずしも厳しくしたということではないのではないのですかね。

【事務局】

そうですね。保護と利活用、それを両立するために、今回、全国統一の基準ですという形であります。したがって、先ほど申し上げたように漏れ、抜け等はないような形にはなろうかと思えます。

【小林会長】

どうぞ。

【村上委員】

小林先生の御質問、御意見を踏まえ、要は自治体間の凸凹を平らにして平準化したというイメージではないかと思うのです。だから、ある特定の自治体にとってみると少し緩やかになっていたり、あるいは逆に厳しくなっていたり、その一番良い例が、この開示決定期限というのが法律では30日まで認められているけど、うちは15日でやっているんで、うちの方が厳しいのですよね。そういうような話だと。

【小林会長】

そうですね。私よりもずっと先生の方がお詳しい方がおられると思うのですが、要は個人情報保護法は何となく漏洩したりするのを厳しく縛りましょう、保護しましょうというイメージが強いのですが決してそれだけではなくて、先ほどお話があった利活用のところがかなり重視されていて、両側面があるので、一体何をもって厳しくなっ

ているのか、最も厳しいと言えるのかという、その基準自体がそもそもあまりはっきりしないところなのかもしれませんね。そして、要は法律自体がばらばらだったので、そのときは条例もばらばらだったので、そこを統一しましょうと。そうすることで利活用もできるようになるし、また、保護の方も分かりやすくなるだろうという、多分、発想としてはそういうところなのかなと思います。

今のことに関連しなくても結構ですが、何か御質問や御意見とかありましたらどうぞ。

【山元委員】

例えば、地方でやっていたことを全体で統一しましょうというときに、凸凹がなくなるという利点はあるのですけれども、逆に細かい修正だとか訂正が生じたときに、地方だと動きやすいけれども、国全体といった形になってくると動きにくいということも発生するのではないのかなという感じがします。

それに関連して、今決めてほしいと言われたことに関して、例えば、今、これは先ほどこちよっと出ていた30日とか15日とかいう日付に関して我々が決めて良いですよという話を、後からまた、こうだったけどこうした基準をこうする、ということは地方の方で変えることはできるのですか。

【事務局】

そうですね。県としては短縮というところだけで言いますと、そこは条例で定めることができる。短くすることは可能となりますので、今回、仮にですけれども短くするということを決定して、何かしらの御意見とか事象によって30日に延ばすということはないかと言われると、可能性としてはできるとしか言いようがないのですが、それは必要性があるかという話になろうかと思います。

それはまた今後、次回以降、御審議いただくこととなりますけれども、今の現行条例がこういった15日という短い体制でやっているの、なるべく現状を維持するような形が好ましいのかなというふうには、今のところ県としては考えているところでございます。

【山元委員】

それはできるという認識でよろしいですか。

【事務局】

また延ばすということなので、条例の変更ということができないわけではないと。技術的には可能だと。

【山元委員】

ということは、条例の変更という形ですか。

【事務局】

そうですね。

【山元委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小林会長】

結局、この点も諮問に対して答申するだけなので、最終的には当然議会を通さないといけない話になるということですね。その中で、さらに不都合が出てくれば、またその条例を改正することもあり得ると、こういうふう理解すればよろしいですね。

【井上委員】

質問というか要望ですけれども、今、ざっと説明をお聞きして、法律と条例の整合性のところ、不開示情報とか開示して良いものとかとの整合性を取るのがすごく大事になってくるのかなと思ったのですが、その例が、今、二つぐらい挙げていただいているのですが、今後、その部分は議論の中でいろいろ例示はしていただけるのでしょうか。

【事務局】

そうですね。今回は概要を御説明して、どういった項目があるかということを御理解いただければと思っていますので、次回以降、項目ごとの詳細を御説明して御審議いただきたいと思っております。

【井上委員】

ぜひよろしくをお願いします。

【小林会長】

いかがでしょう。何でも結構ですけど。

大体今日のところはよろしいでしょうか。

今、事務局もおっしゃったとおり、今後、個別の事項について協議していくことになると思います。またそのときに御質問とか御意見あれば出していただければなと思います。では、よろしいですかね。

【全委員】

なし。

【小林会長】

そしたら、本案件につきましては。また次回以降、引き続き審議ということにしたいと思います。

最後にその他となりますが、事務局から何かございましたら御説明をお願いいたします。

【事務局】

次回日程等を説明

【小林会長】

それでは、これで全ての議題について終了いたします。これで本日の全体会は終了となります。どうも今日は御協力ありがとうございました。